平成２２年（フ）第５２６号
新潟市中央区笹口３番17号　ライフコア笹口104、前住所新潟市東区東中野山４丁目13番10号
破産者　鈴木イミ子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２８号
新潟市中央区米山２丁目９番地14　北雪ハイツ米山401号、前住所新潟市中央区笹口３番17号　ライフコア笹口104
破産者　鈴木　雅史
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７５１号
札幌市東区北47条東２丁目３番２号　セゾン麻生Ａ―203号
破産者　中山　　亨
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０号
青森県上北郡東北町大字上野字山添114番地２、開始決定時の住所青森県上北郡東北町上北南２丁目32番地126
破産者　坂本　雄治
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
青森県上北郡東北町大字上野字山添114番地２、開始決定時の住所青森県上北郡東北町上北南２丁目32番地126
破産者　坂本　みつ
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１６号
さいたま市南区辻４―10―３　藤田アパート１階、住民票上の住所埼玉県熊谷市冑山89番地７
破産者　関　　昭一
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２１号
さいたま市南区辻４―10―３　藤田アパート１階、住民票上の住所埼玉県熊谷市冑山89番地７
破産者　関　ひとみ
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
埼玉県桶川市大字川田谷2738番地の１　コートビレッジＣ―103号、旧住所埼玉県上尾市藤波２丁目224番地１
破産者　女鹿口増雄
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５３号
埼玉県幸手市栄４番11―304号、開始決定時の住所埼玉県幸手市大字天神島1095番地７
破産者　兼子　潤一
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４５号
さいたま市西区三橋６丁目1663番地１　レオパレスパンドラ101
破産者　原田　大輔
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７４号
さいたま市見沼区大字大谷1780番地　５―405
破産者　木村　和彦
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
山梨県山梨市正徳寺699番地
破産者　根津　　博
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
神奈川県相模原市藤野小渕675―１株式会社マルダイ内、住民票上の住所山梨県甲斐市菖蒲澤769番地８
破産者　春山　秀樹
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
山梨県甲府市宮原町1303―１　中村宅、住民票上の住所山梨県甲斐市菖蒲澤769番地８
破産者　山下　良子
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
山梨県山梨市牧丘町窪平935番地
破産者　芳賀　　章
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
滋賀県彦根市小泉町106番地20
破産者　伊吹　之男
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６０７２号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目20番３―103号
破産者　池口ひとみ
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６３号
大阪府豊中市旭丘７番２―601号
破産者　糸田　　博
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部